

労働協約法要綱 (第二回大會決定)

主 文

吾等は労働者の團體交渉権を確認すべき労働協約法の即時立案とその實現を期す

理 由

個人的労働契約が、資本の労働搾取を容易ならしめ、この事實が労働階級を剝奪して労働運動の發達を促し、今や個人主義的労働契約は漸次集合的團體契約に置き代へられ、更にその發達が労働條件の改善と、産業の最少化に大なる貢獻を齎しつつある事は極めて顯著なる事實である。

然るに、今日尙ほ舊來の私法的法律觀を以て之を律せんとするが如きは、誠に愚の極みであると同時に現實に不可能なる事柄であり、殊に労働階級に取つては忍び得ざる不利益と云はなければならぬ。故に國家は直ちに法律を制定して労働協約に公法的承認を與へその効力確保の爲めに圖るべきで、それは極めて緊要にして且つ當然なる措置であると確信するものである。以上の理由により、茲に労働協約法案を提出し、即時實現を期せんとするものである。

要 綱

一、本法に於て労働協約と稱するは、本法第六に規定せる労働協約の能力なる雇傭者並に雇傭者團體と被雇傭者團體との間に文書によつて締結せる労働條件の協約を云ふ。

二、労働協約の締結されたる場合に於ける個人的契約は被雇傭者の利益となる部分に限り有効とす。

三、労働協約當事者は、協約締結後、二週間以内に地方長官に届け出づるものとす。

四、労働協約中の條項が同一行政區域内に於ける同一産業若しくは職業の過半数に適用せらるゝに至りたる時、若しくは同條項が被雇傭者の利益について重大なる價值を有するに至りたる時は、該協約條項は協約に關係なき同一産業並に職業にも適用する可きものにして、内務大臣は此旨一般に公旨する事を要す。

五、第四の適用を受くるものにして異議を有するものは、適用することの不當なる事實を證明する書類を添付し、二週間以内に行政裁判所に異議の申立を爲すことを得。

六、雇傭者又は被雇傭者の團體にして、その規約又は定款によつて決議並に執行の機關を有し、並にその規約又は召集方法を規定せるものは、労働協約の能力あるものとす。但し、被雇傭者の團體は左の條件を具備することを要す。

(一)ある一定の經營に所屬する事を團體員の資格として規定せざること。

(二)雇傭者を團體員として加入せしめざる自主獨立の團體なること。

七、労働協約は期間の經過若しくは双方の同意によつて終了す。但し期間の定めなき場合は三ヶ月の豫告期間を以て解除することを得。

八、事業を譲り受けたる雇傭者、又は雇傭者團體並に被雇傭者團體の各々が合併に依りて成立せしめたる團體は、本法による權利義務の一切を繼承するものとす。

九、故意に協約を違反したるものには債金を課す、雇傭者並にその團體に對しては五千圓以下、被雇傭者團體に對しては五百圓以下、被雇傭者個人に對しては日給七分(月收三分の七)以下とす。